

令和7年度渋川市の入札・契約制度の改正について

1 建設工事に係る低入札価格調査制度の運用について

(1) 概要

渋川市低入札価格調査制度試行要領を改正し、原則として設計金額が税込み8,000万円以上の建設工事を低入札価格調査制度の対象とします。

(2) 適用開始

公告日・指名通知日が令和7年4月1日以後である入札に適用します。

2 建設工事における週休2日制現場の試行について

(1) 概要

建設業が取り組む「週休2日の定着」を支援するため、受注者の現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者等」という。）を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする「週休2日制現場」を試行します。

(2) 適用開始

公告日が令和7年4月1日以後である入札の内、渋川市が対象工事として選定した案件に適用します。

(3) その他

詳細は、[こちら（市ホームページ）](#)を御確認ください。

3 現場代理人等の配置運用の見直しについて

(1) 概要

一人の現場代理人が同時に担当できる工事件数について、建設業法施行令の改正に合わせて請負代金額の制限を緩和しました。

併せて、主任技術者になり得る要件や雇用状況の確認書類について見直しを行いました。

(2) 適用開始

契約日が令和7年4月1日以後である建設工事から適用します。

(3) その他

詳細は、[こちら（市ホームページ）](#)を御確認ください。

4 建設コンサルタント業務に係る予定価格の事前公表について

(1) 概要

入札・契約手続における透明性及び競争性の向上を図るため、建設工事において実施している予定価格の事前公表を、建設コンサルタント業務においても実施するよう見直しを行いました。これに伴い、最低制限価格の算定式についても改正を行いました。（詳細は以下のとおり）

(2) 適用開始

指名通知日が令和7年4月1日以後である入札に適用します。

5 建設コンサルタント業務に係る最低制限価格の算定式の変更について

(1) 概要

入札・契約手続における透明性及び競争性の向上、業務の品質確保及びダンピング受注の防止を図るため、最低制限価格の算定式を、下記のとおり令和6年4月に改定された国土交通省の算定式と同水準の率に改めました。

改正前：予定価格に10分の7を乗じて得た額

改正後：次の表のとおり（業種区分に応じて①から④の合計額）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 注意事項

業種区分が複数となる場合は、その合計額とします。また、それぞれの業種区分ごとの予定価格の上限を超える場合または予定価格の下限に満たない場合は、予定価格に対して、該当する上限または下限を乗じて算出した額を最低制限価格として設定します。

詳細は、渋川市建設コンサルタント業務最低制限価格制度実施要領を御確認ください。

(3) 適用開始

指名通知日が令和7年4月1日以後である入札に適用します。